

個人情報保護管理運営会議 付議事項

| | |
|--------|----------------------------|
| 件 名 | 女性デジタル人材育成支援事業に係る業務の委託について |
|--------|----------------------------|

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（業務委託）

（担当部課：文化観光産業部消費生活就労支援課）

事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 女性デジタル人材育成支援事業 |
| 担当課 | 消費生活就労支援課 |
| 目的 | テレワーク・IT 業界に興味がある、または新型コロナウイルス感染症等の影響により離職し復職を目指す女性のデジタルスキル取得を支援し、女性デジタル人材の育成支援を行う。 |
| 対象者 | 女性求職者 |
| 事業内容 | <p>1 事業概要</p> <p>本事業は、女性求職者のデジタルスキル取得を支援し、就労に対し課題や困難を抱える女性求職者の個々の実情に寄り添った伴走型の就労支援を行うことを目的とした事業である。そのため、デジタルスキルを取得する講座や個別就労相談などを実施するため、専門的知識を有し、豊富な経験を備えた事業者に委託することで、女性求職者への効果的な育成支援を図る。</p> <p>2 委託内容</p> <p>(1) セミナー、デジタルスキルアップ講座</p> <p>セミナーや就業へつながるデジタルスキルを取得する講座を複数実施する。</p> <p>(2) 個別就労相談</p> <p>就労に対し課題や困難を抱える求職者や就職が決まらない求職者に対して、求職者の希望があればメールや電話、オンライン会議システム等による相談を随時実施する。</p> <p>3 対象者（予定）</p> <p>女性求職者延べ 200 人</p> <p>※個人情報の流れは、資料 2 3 - 1 及び資料 2 3 - 2 のとおり</p> |

件名 女性デジタル人材育成支援事業に係る業務の委託について

| | |
|---------------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 消費生活就労支援課 |
| 登録業務の名称 | 女性デジタル人材育成支援事業 |
| 委託先 | 株式会社シーズプレイス |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | 【セミナー、講座参加者、個別就労相談に係る情報項目】 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、学歴、職歴、就職先、希望職種、就職に関する女性求職者の個別相談記録 |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | 紙及び電磁的媒体(委託先のパソコン及び申し込みサイト) |
| 委託理由 | デジタルスキルを取得する講座や個別就労相談の実施などを、専門的知識を有し、豊富な経験を備えた事業者に委託することで、効率的かつ効果的に業務を行うため |
| 委託の内容 | (1) セミナー、デジタルスキルアップ講座 (2) 個別就労相談 |
| 委託の開始時期及び期限 | 令和5年6月1日から令和6年3月31日まで(次年度以降も、同様の業務委託を行う。) |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | 別紙チェックリストのとおり |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策 | 別紙チェックリストのとおり |